

平成30年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成30年度11月補正予算関係)

観光交流局

***トータルコストについて**

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満を四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年11月定例会 議案説明資料目次

観光交流局

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		観光戦略課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		10
	4 債務負担行為に関する調書	観光戦略課他	11

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第23号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立夢みなとタワー)について	観光戦略課	12

議案説明資料総括表

観光交流局
(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
観光戦略課	2,303,819	20,614	2,324,433				20,614	
合計	2,890,402	20,614	2,911,016				20,614	

説明

- ・国際航空便利用促進事業 8,614千円
- ・東アジア市場誘客事業 12,000千円
- ・[債務負担行為] 鳥取西道路開通観光情報発信事業 [5,000千円]
- ・[債務負担行為] 観光情報提供事業 [10,000千円]
- ・[債務負担行為] 「ぐるっと山陰」誘客促進事業 [3,000千円]

平成30年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

3目 交通対策費

観光戦略課（内線：7221）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
国際航空便利用促進事業	156,165	8,614	164,779				8,614							
トータルコスト	178,411	8,614	187,025	（補正に係る業務内容） 航空会社との連絡・調整等										
従事する職員数	2.8人	0.0人	2.8人											
工程表の政策目標(指標)	国際航空便の誘致、利用促進													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 増便運航する米子香港便の利用を促進し来春以降の増便の継続を図るため、同路線を運航する航空会社に対して、運航に要する経費の一部を支援する。</p> <p>(2) インバウンド、アウトバウンド双方の対策を強化し搭乗率の維持発展を図るため、所要のプロモーション等を実施する。（インバウンド対策費は、別途「東アジア市場誘客事業」で実施）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 香港航空に対する支援 2,231千円 訪日誘客支援空港制度により国と連携して増便分の着陸料等を支援する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>増便（週1往復）分〔今回補正〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運航期間</td> <td>平成30年12月～平成31年3月</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>着陸料（1/2） 空港ビル施設使用料（1/3）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※訪日誘客支援空港（拡大支援型）の制度に基づき、国による割引・支援と同額を支援する。</p> <p>(2) アウトバウンド対策強化：国際定期便利用促進協議会負担金 6,383千円 ・メディア等とタイアップした増便情報など路線PR ・利用者の旅行インセンティブとなるグループ旅行支援制度についても既定予算により継続実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 米子ソウル便、米子香港便ともに好調な搭乗者数を背景に米子ソウル便は10月末から、米子香港便は12月から各1便の増便となった。今後、両路線の搭乗率を高め、夏季運航計画での増便を継続していくためインバウンド・アウトバウンドの取組を強化していく。</p> <p><経緯></p> <p>○米子ソウル便の経緯 2001年 4月 2日 米子ソウル便就航（週3便） 2016年10月23日 アシアナ航空に代わってエアソウル運航開始 2017年12月23日 週5便に増便 2018年10月28日 週6便に増便</p> <p>○米子香港便の経緯 2016年 9月14日 米子香港便就航（週2便） 2018年12月 4日 週3便に増便</p> <p><運航概要></p> <p>○米子ソウル便増便運航の概要 ・運航期間 平成30年10月28日（日）から平成31年3月30日（土）まで ・運航回数 週6便（日、火、水、木、金、土）※水曜日が増便</p> <p>○米子香港便増便運航の概要 ・運航期間 平成30年12月4日（火）から平成31年3月30日（土）まで ・運航回数 週3便（火、水、土）※火曜日が増便 ・運航時間 火曜日 香港発11:45→米子着16:25 米子発17:25→香港着20:55 水・土曜日 香港発11:05→米子着15:40 米子発16:40→香港着20:10</p>									区分	増便（週1往復）分〔今回補正〕	運航期間	平成30年12月～平成31年3月	対象経費	着陸料（1/2） 空港ビル施設使用料（1/3）
区分	増便（週1往復）分〔今回補正〕													
運航期間	平成30年12月～平成31年3月													
対象経費	着陸料（1/2） 空港ビル施設使用料（1/3）													

平成30年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光戦略課(内線:7221)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東アジア市場誘客事業	61,257	12,000	73,257				12,000	
トータルコスト	70,791	12,000	82,791	(補正に係る主な業務内容) 国際定期航空便利用促進及び台湾との定期チャーター便就航に向けた知名度向上に係るプロモーション				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人					
工程表の政策目標(指標)	外国人観光客の倍増、国際リゾートの実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県を訪問する東アジア市場(韓国・香港・台湾等)からの外国人観光客の増加により、県内観光消費額の増大と本県観光産業の一層の発展を図るため、メディアや旅行社等と連携した情報発信やブロガー招請などにより認知度向上を図り、航空便を活用した外国人観光客誘客に取り組む。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	補正額
韓国市場	米子ソウル便の利用促進プロモーション経費 ・韓国ケーブルテレビでの鳥取県番組作成 ・ポータルサイトでの広告 ・YOUTUBEサイトでの情報発信 ・高速鉄道機内誌や経済誌などへの広告等	5,000
香港市場	米子香港便の利用促進プロモーション経費 ・香港周辺地域(深セン、マカオ等)からのメディア招聘 ・現地旅行会社とのプレゼントキャンペーンの実施等	5,000
台湾市場	台湾チャーター便就航促進経費 ・メディア、ブロガーの招聘 ・台北・台中旅行社の県内視察(チャーター便を見据えたツアー造成) ・旅行社、メディア等へのPR	2,000
計		12,000

3 これまでの取組状況、改善点

- ・韓国は、米子ソウル便の週6便(平成30年10月28日から)に増便され、提供座席数が増え、利便性が大きく向上した。
- ・時機をとらえた積極的なメディアプロモーションにより認知度が向上してきた香港市場も観光客が増加し、9月の搭乗率は91.4%と就航以来最高を記録した。また、10月の搭乗率も80.7%(前年度比4.4ポイント増)と好調を維持していることもあり、週3便(12月4日から)に増便されることとなった。
- ・台湾は、11月に航空会社及び旅行会社への観光PRを実施した際に、航空会社から定期チャーター便の運航を検討していくという前向きな発言があった。また、実現に向けては「鳥取県」の知名度向上について、県としてしっかりと対策を取ってほしいとの発言があった。
- ・米子ソウル便、米子香港便の増便の継続、台湾とのチャーター便の運航を促進していくために、各国・地域の旅行社に鳥取県への商品造成・送客を積極的に働きかけるとともに、プロモーションを強化し今後の更なる観光客増加を図る。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
3 項 観光費
1 目 観光費

観光戦略課 (内線: 7237)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔債務負担行為〕 鳥取西道路開通観光 情報発信事業	0	〔債務負担行為〕 5,000	〔債務負担行為〕 5,000				〔債務負担行為〕 5,000	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	SNSなどインターネット等を活用した誘 客PR				
工程表の政策目標(指標)	観光キャンペーンの展開等による鳥取県の認知度の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成31年夏までに全線開通する予定の山陰道・鳥取西道路及び鳥取道のPRを行い、関西・中京圏からの誘客を促す。平成31年度当初からの円滑な情報発信を行うため、債務負担行為を設定するものである。								
2 主な事業内容								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔債務負担行為〕</p> <p>○時期：平成31年度当初～</p> <p>○内容：インターネットで宿を予約することが多いマイカー利用者をターゲットに、SNSやWEB予約旅行社(OTA)などインターネットでの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取西道路開通により関西圏からのアクセスが向上することをPRするとともに、道路開通と併せて鳥取県内の観光の魅力を紹介 ・「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」や関連イベントに加え、鳥取西道路沿線で展開される各種の取組もPR </div>								
<p>※SNS (Social Networking Service) : インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図ることができるよう設計された会員制サービス。利用者がプロフィールや写真を公開することが多い。</p> <p>※OTA (Online Travel Agent) : 「楽天」、「じゃらん」などインターネット上で取引を行う旅行会社</p>								
3 これまでの状況、改善点								
関西圏では、山陰道の認知度が低く、鳥取が近いことが十分に認識されていない。SNSキャンペーンなどにより、鳥取が一層身近な観光地になったことを打ち出す。								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

1目 観光費

観光戦略課（内線：7237）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
〔債務負担行為〕 観光情報提供事業	40,250	0	40,250				〔債務負担行為〕 10,000	0						
トータルコスト	52,168	0	52,168	（補正に係る主な業務内容）										
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	マスコミへの情報提供、取材受入等										
工程表の政策目標（指標）	マスコミへの露出アップや観光キャンペーンの展開等により、本県の知名度向上を図る。													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要 鳥取県の認知度・好感度を向上させ、鳥取県への誘客につなげるため、マスメディアを活用した情報発信に取り組む。平成31年度当初からの円滑な情報発信を行うため、パブリシティ業務委託の受託者を平成30年度中に決定する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>2 主な事業内容 PR会社等を活用して、テレビ番組を中心に鳥取県の魅力を県外に発信するため、業務受託者を決定し、年度当初から切れ目のない情報発信活動に取り組む。</p> <p>（スケジュール）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">平成30年12月下旬～1月下旬</td> <td>業者決定、露出内容調整、契約</td> </tr> <tr> <td>平成31年2月上旬～</td> <td>テレビ番組招致活動開始</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月上旬～</td> <td>テレビ番組招致による情報発信</td> </tr> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点 平成29年度まで主に中四国向けに情報発信してきたが、平成30年度は関西での情報発信にも取り組んでいる。 本県を取り巻く交通インフラ環境が充実してきていることや、鳥取県観光の魅力を伝えるため、効果的な情報発信に取り組んでいく。</p>									平成30年12月下旬～1月下旬	業者決定、露出内容調整、契約	平成31年2月上旬～	テレビ番組招致活動開始	平成31年4月上旬～	テレビ番組招致による情報発信
平成30年12月下旬～1月下旬	業者決定、露出内容調整、契約													
平成31年2月上旬～	テレビ番組招致活動開始													
平成31年4月上旬～	テレビ番組招致による情報発信													

平成30年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光戦略課 (内線: 7237)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 「ぐるっと山陰」誘客 促進事業	49,500	0	49,500				3,000 0	
トータルコスト	51,884	0	51,884	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	観光キャンペーンの展開等による鳥取県の認知度の向上							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

団体旅行向けの観光誘客促進として、本県への宿泊及び周遊を伴うバスツアー造成に対する支援を行う。なお、大手旅行会社は3ヶ月以上前から旅行商品の造成を進めることから、来年度のバスツアー商品造成につなげるため債務負担行為を設定するものである。

2 主な事業内容

(1) バス旅行商品支援 2月下旬

鳥取県観光連盟のプロモーター(県外本部駐在)を活用し、県外旅行会社へのバス旅行商品造成を働きかける。

区分	内容
補助金交付先	公益社団法人鳥取県観光連盟
補助対象経費	支援条件を満たす旅行会社がツアー催行した場合の経費支援 【対象となる旅行会社及び旅行形態】 ・ 県外の旅行会社 ・ 受注型企画旅行、募集型企画旅行 【支援条件】 ・ 県内宿泊施設での平日宿泊(一泊以上)又は平日周遊 ・ 1バス20名以上 ・ 県内の観光地を2箇所以上訪問 ・ 観光連盟が指定する食事箇所又は県内旅館等で1回以上の食事利用 【補助内容】 ・ 宿泊あり: バス1台当たり30千円・泊数 ・ 宿泊なし: バス1台当たり15千円 ※1事業所あたりの上限 募集型企画旅行 宿泊あり300千円、宿泊なし150千円 受注型企画旅行 宿泊あり300千円、宿泊なし150千円
補正額	3,000千円 (平成30年12月下旬の募集開始に伴う平成30年度中の交付決定分)

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 貸切バスの運賃制度改正に起因するバス代高騰により、旅行会社は団体バスツアー造成を控える傾向にある。これまで、鳥取県中部地震により失われた観光需要を取り戻すため「中部地震復興応援バス商品支援」を実施した。また、平成30年7月豪雨時には、「観光需要回復緊急支援事業」として、バスツアー造成に対する支援内容の引き上げ等の対策を実施している。
- (2) 団体バスツアー観光客は、個人観光客に比べ直前のキャンセルが少なく平日の来県が多いなど、県内観光施設、旅館等の安定的な経営に不可欠であるため、継続した支援が必要である。
- (3) 引き続き、平日を活用した旅行商品造成・観光周遊、個人旅行需要の取組などを促すことで、観光需要の回復に取り組む。

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(観光交流局)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち観光交流局					
				補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	533,890		533,890	55,865		55,865	55,865		55,865
2 給 料	2,962,024		2,962,024	68,868		68,868	68,868		68,868
3 職員手当等	3,953,733		3,953,733	34,686		34,686	34,686		34,686
4 共 済 費	1,124,956		1,124,956	33,426		33,426	33,426		33,426
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	10,601		10,601						
7 賃 金	20,316		20,316						
8 報 償 費	240,224		240,224	2,407		2,407	2,407		2,407
9 旅 費	231,860		231,860	32,510		32,510	32,510		32,510
費用弁償	20,618		20,618	15,992		15,992	15,992		15,992
普通旅費	165,644		165,644	3,863		3,863	3,863		3,863
特別旅費	45,598		45,598	12,655		12,655	12,655		12,655
10 交 際 費	2,800		2,800						
11 需 用 費	609,919		609,919	9,737		9,737	9,737		9,737
食糧費	24,600		24,600	5,254		5,254	5,254		5,254
その他の需用費	585,319		585,319	4,483		4,483	4,483		4,483
12 役 務 費	559,337	46	559,383	10,369		10,369	10,369		10,369
13 委 託 料	4,760,254		4,760,254	295,806		295,806	295,806		295,806
14 使用料及び賃借料	810,805		810,805	18,168		18,168	18,168		18,168
15 工 事 請 負 費	1,349,793		1,349,793						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	322,670	24,840	347,510						
19 負担金、補助及び交付金	8,611,216	11,162	8,622,378	315,851	8,614	324,465	315,851	8,614	324,465
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800						
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	109,211		109,211						
26 寄 付 金	198,252		198,252						
27 公 課 費	278	33	311						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	26,584,639	36,081	26,620,720	877,693	8,614	886,307	877,693	8,614	886,307
財 国 庫 支 出 金	1,855,692	24,919	1,880,611	22,350		22,350	22,350		22,350
源 地 方 債	2,051,000		2,051,000						
内 そ の 他	2,608,234		2,608,234	46,137		46,137	46,137		46,137
訳 一 般 財 源	20,069,713	11,162	20,080,875	809,206	8,614	817,820	809,206	8,614	817,820

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(観光交流局)

(単位:千円)

款 項 目 節	7款 商工費								
							うち観光交流局		
	3目 交通対策費			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後						
1 報酬				84,743		84,743	14,144		14,144
2 給料				382,600		382,600	133,910		133,910
3 職員手当等				192,700		192,700	67,445		67,445
4 共済費				172,536		172,536	49,735		49,735
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費				411,135	62,900	474,035	3,630		3,630
9 旅費	250		250	71,248		71,248	27,048		27,048
費用弁償	250		250	13,350		13,350	2,740		2,740
普通旅費				43,974		43,974	3,429		3,429
特別旅費				13,924		13,924	20,879		20,879
10 交際費				200		200	100		100
11 需用費				55,162		55,162	26,798		26,798
食糧費				12,837		12,837	5,049		5,049
その他の需用費				42,325		42,325	21,749		21,749
12 役務費				52,209		52,209	20,342		20,342
13 委託料	98,362		98,362	857,750	12,000	869,750	478,145	12,000	490,145
14 使用料及び賃借料				154,775		154,775	41,912		41,912
15 工事請負費				93,424		93,424	93,424		93,424
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費				3,100		3,100			
19 負担金、補助及び交付金	234,519	8,614	243,133	12,279,656	34,736	12,314,392	1,046,088		1,046,088
20 扶助費									
21 貸付金				2,975,468		2,975,468	9,988		9,988
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料				131,218		131,218			
24 投資及び出資金				1,500		1,500			
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費									
28 繰出金				8,662		8,662			
予備費									
計	333,131	8,614	341,745	17,928,086	109,636	18,037,722	2,012,709	12,000	2,024,709
財源内訳									
国庫支出金	14,350		14,350	481,676		481,676	378,437		378,437
地方債				2,576,000		2,576,000	58,000		58,000
その他				865,288		865,288	200,279		200,279
一般財源	318,781	8,614	327,395	14,005,122	109,636	14,114,758	1,375,993	12,000	1,387,993

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(観光交流局)

(単位:千円)

款 項 目 節							観 光 交 流 局 合 計		
	3項 観光費						補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	1目 観光費					
補正前				補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	14,144		14,144	14,144		14,144	70,009		70,009
2 給 料	133,910		133,910	133,910		133,910	202,778		202,778
3 職 員 手 当 等	67,445		67,445	67,445		67,445	102,131		102,131
4 共 済 費	49,735		49,735	49,735		49,735	83,161		83,161
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賃 金									
8 報 償 費	3,630		3,630	3,630		3,630	6,037		6,037
9 旅 費	27,048		27,048	27,048		27,048	59,558		59,558
費用弁償	2,740		2,740	2,740		2,740	18,732		18,732
普通旅費	3,429		3,429	3,429		3,429	7,292		7,292
特別旅費	20,879		20,879	20,879		20,879	33,534		33,534
10 交 際 費	100		100	100		100	100		100
11 需 用 費	26,798		26,798	26,798		26,798	36,535		36,535
食糧費	5,049		5,049	5,049		5,049	10,303		10,303
その他の需用費	21,749		21,749	21,749		21,749	26,232		26,232
12 役 務 費	20,342		20,342	20,342		20,342	30,711		30,711
13 委 託 料	478,145	12,000	490,145	478,145	12,000	490,145	773,951	12,000	785,951
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	41,912		41,912	41,912		41,912	60,080		60,080
15 工 事 請 負 費	93,424		93,424	93,424		93,424	93,424		93,424
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費									
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,046,088		1,046,088	1,046,088		1,046,088	1,361,939	8,614	1,370,553
20 扶 助 費									
21 貸 付 金							9,988		9,988
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金									
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料									
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	2,002,721	12,000	2,014,721	2,002,721	12,000	2,014,721	2,890,402	20,614	2,911,016
財 国 庫 支 出 金	378,437		378,437	378,437		378,437	400,787		400,787
源 地 方 債	58,000		58,000	58,000		58,000	58,000		58,000
内 そ の 他	190,291		190,291	190,291		190,291	246,416		246,416
訳 一 般 財 源	1,375,993	12,000	1,387,993	1,375,993	12,000	1,387,993	2,185,199	20,614	2,205,813

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款	総務費	
2 項	企画費	
3 目	交通対策費	
	負担金、補助 及び交付金	
	米子-香港国際定期便に係る運航経費補助金	2,231
	国際定期便利用促進協議会負担金	6,383

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 源	一 般 財 源		
			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度 観光情報提供事業委託	10,000			平成31年度	10,000					10,000
平成30年度 「ぐるっと山陰」誘客促進事業補助	3,000			平成31年度	3,000					3,000
平成30年度 鳥取西道路開通観光情報発信事業委託(関西圏向け)	5,000			平成31年度	5,000					5,000

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立夢みなとタワー）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項目の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立夢みなとタワー</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市相生町四丁目411番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣 笠 克 則</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 鳥取県立夢みなとタワーの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：公募</p>

鳥取県立夢みなとタワーの指定管理候補者の選定について

鳥取県観光交流局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立夢みなとタワーの指定管理者候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

622,000,000円……（1） （債務負担行為額 622,895,000円）

〔参考〕単年度指定管理料の額

平成31年度：123,492千円、平成32年度以降：124,627千円

※平成31年10月に実施予定の消費税増税を踏まえ、額に差が生じている。

4 選定理由

鳥取県立夢みなとタワーの指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査・評価委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が適当であるとして選定した。

〔選定理由〕

管理運営の基本的な考え方が当該施設の管理者としてふさわしく、利用者サービスの向上のための具体的な取組が見られるとともに、収支計画も堅実であると認められる。また、これまでの3期にわたる指定管理に際し、瑕疵なく事業実施されていることから、指定管理候補者として選定した。

5 公募の経緯

(1) 募集期間（募集要項配布から募集締め切りの日まで）

平成30年9月21日（金）から平成30年10月22日（月）まで（現地説明会10月5日（金））

(2) 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
(一社)鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目411	理事長 衣笠 克則

6 審査・評価委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
竹田 洋志	鳥取大学 准教授
竹下 純子	竹下純子税理士事務所 税理士
増谷 立夫	境港商工会議所 副会頭
市村 節子	山陰インバウンド機構 事務局長
門脇 誠司	鳥取県観光交流局 局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査・評価委員会：平成30年9月7日（金）

募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査・評価委員会：平成30年11月8日（木）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 設置目的を踏まえた方針・ビジョンの妥当性 (イ) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) (ウ) 施設管理の妥当性(施設設備の維持管理、衛生管理等) (エ) 料金設定等の妥当性(開館時間、休館日、利用料金等) (オ) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (カ) 個人情報の保護及び利用者等への情報公開に関する対応の妥当性	45点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 収支計画、支出計画及び見積内容の妥当性等 (イ) 県の委託料額の多寡	30点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(ア) 法人等の財政基盤、経営基盤の妥当性 (イ) 組織及び職員の配置等の妥当性 (ウ) 現在の施設職員の継続雇用への配慮 (エ) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (オ) 法人等の社会的責任の遂行状況(障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証等) (カ) 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする。	27点
5	その他(指定手続条例第5条第4号)	(ア) ネーミングライツに係る提案の妥当性	4点
		合計	106点

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

(失格要件)

- ・応募要件を満たしていない。
- ・管理の基本的な考え方を理解していないと評価した委員が1名以上いる。
- ・「施設の効用を最大限に発揮させるものであること」、「管理に係る経費の効率化が図られるものであること」の全審査項目及び「管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有している、又は確保できる見込みがあること」のうち(ア)法人等の財政基盤、経営基盤の妥当性・(イ)組織及び職員の配置等の妥当性・(カ)当該施設の管理運営状況の実績評価の三つの審査項目で最低評価をと付した委員が1名以上いる。
- ・委員が協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断された。



- ・失格要件に該当する項目はなかった。
- ・各選定基準に基づき各委員が審査した後、協議を行い、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理候補者として選定した。

(採点結果)

	配点	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計
失格要件	—	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
選定基準1	適/不適	適	適	適	適	適	適
選定基準2	45	40	45	36	28	31	180
選定基準3	30	20	24	16	18	20	98
選定基準4	27	20	23	19	21	17	100
選定基準5	4	0	0	0	0	0	0
合計	106	80	92	71	67	68	378

(主な審査項目について)

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

施設の平等な利用を確保できるものであった。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

①設置目的を踏まえた方針・ビジョン

申請者は、「施設機能の活性化とサービス向上を図り、イベントや情報の発信等を通じて地域に貢献していくとしている。また、隣接地に建設中の竹内南貨客船ターミナルの完成（平成31年度中）を踏まえた人の交流しやすい環境づくり」に取り組むとしており、具体的に、「外国人観光客対応、クルーズ客船への対応、国際交流の日の設定による関連諸国の文化・歴史の紹介」の提案があった。

②施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

申請者からは、利用者に対するサービス向上策として「外国人観光客対応へのサービス充実（待遇向上）・利用者の満足度向上（接遇向上）・館内案内サービス（接遇向上）・展望の日サービス（観光組織との連携）・映画上映会の開催（顧客開拓）・貸館ニーズへの対応（顧客開拓）・シャトルバスの運行等（観光組織との連携）」、施設の利用促進・利用者増に向けた取組として「環日本海交流室の充実・企画展の実施・連携イベントの実施等の営業活動、顧客開拓、接遇向上、観光組織との連携等多岐にわたる18の取組」の提案があった。

さらに、飲食関係の取組として「レストランと自動販売機の設置及び地元食材の活用」のほか、自主業務として「展望喫茶や直営イベント等10の取組及び37のイベント」の提案があった。

委員からは、「新たな事業について積極的に進めてほしい」という意見があった。

③開館時間・料金設定等

営業時間・休館日・利用料金及び利用料金の減免について、現指定管理の内容と同等かそれを上回る条件が提示された。

④施設管理

⑤事故・事件の防止措置と緊急時の対応

申請者は、施設整備の維持管理業務について「清掃体制・設備等故障時の対応・日常点検・喫煙対策・授乳室整備・環境に配慮した運営等を現行どおり実施する」、外部委託について「鳥取県の委託契約手続に準じて実施する」、火災・盗難・災害などの事故・事件の防止策・緊急時の体制・対応について「法令の規定及び鳥取県からの指導に基づき実施する」としている。

また、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法について「日常的な巡回による施設機能の水準維持と利用者からの意見への速やかな対応等を実施する」としている。

⑥個人情報の保護及び利用者等への情報公開に関する対応

申請者は、個人情報の保護について「法人の個人情報保護規程に基づき実施する」とし、情報公開に関する対応について「鳥取県情報公開条例に基づき情報公開するとともに利用者の要望については、様々なルートで把握し、内容に応じ速やかに対応する」としている。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

①収入の見積もり、考え方は適切か

申請者は、収支計画書において、収入を現指定管理の実績額とほぼ同額としており、現指定管理の実績と比較して今回の提案における減収要因は10名以上の団体に1割引きする項目のみである。

②支出計画の見通しは適切か

申請者は、収支計画書において、支出を現指定管理の実績額から増額しているが収支は整合している。

③県の委託料額の多寡

申請者は、収支計画書において、5年合計で622,000千円としている。
提案額 622,000千円 / 予算額 622,895千円 = 99.9% (予算内)

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

①法人等の財政基盤、経営基盤は安定しているか

財政基盤はおおむね問題ない。

②組織及び職員の配置等

管理運営の組織・職員の職種等は「これまでの運営体制と同等の組織体制・資格を持つ職員の配置」し、日常の職員配置は、「常時勤務している場所3カ所及び事業における役割分担4項目について職員の配置」を設定している。また、人材育成について「法人として実施している職階別研修・接遇研修・人権研修のほかタワー特有の業務に活用するためにAED・救命講習や外国語講座による人材育成を行う」計画にしている。

③現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか

申請者は、「継続雇用によりスキルアップを継続し蓄積したノウハウ・スキルを活用した事業実施をしていく」としている。現在、各部門に勤続年数5年を超えるスタッフを最低1名配置している。

④関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか

「該当事項はない」

⑤法人の社会的責任の遂行状況

「法定雇用率を達成しており、平成25年に全国社会就労センター協力企業として表彰されている」

「男女共同参画推進企業として認定されており、平成24年に鳥取県から表彰されている」

「TEASⅡ種認証登録事業者である」

⑥管理運営実績評価

また、平成29年に実施した管理運営評価において、以下の評価となっている。

- | | |
|------------|--------------------|
| ・管理運営 | +1 (優れている) |
| ・施設の維持管理 | +1 (優れている) |
| ・事業実施 | +0.7 (優れている～標準的の間) |
| ・利用状況・収支状況 | ±0 (標準的) |

○選定基準5【ネーミングライツ】

①ネーミングライツにかかる提案はあるか

提案はない

7 指定管理候補者の事業計画の概要

「6 審査・評価委員会の選定経緯 (4) 審査結果 (面接審査及び書類審査) の (主な審査項目について) に記載。